

海外経済要録

米州諸国

◇米国、平価変更法の成立

ニクソン大統領は4月3日、「ドルの平価変更その他に関する法律」(米ドルの平価を1ドル=金1/35ファイン・トロイ・オンスから1/38ファイン・トロイ・オンスへ約7.89%切り下げる内容とする)に署名した。本法は、71年12月18日に主要国間で合意をみた多角的通貨調整の一環として米ドルの金平価を切り下げることとなつたのに伴い、2月9日に議会に提出され、3月1日上院を、同月21日下院をそれぞれ原案のまま通過していくものである。本法の成立により、米国はいつでも新平価を設定しうることとなつたが、IMFに対し新平価を提議(propose)する時期は、米ドル減価に伴うIMF等国際機関への追加出資(本法第3条参照)に関する歳出予算法案の成立時期ともからみ、未定とされている。ドル切下げが実施されれば、1934年1月31日以来38年ぶりのことである(注)。

(注) 1934年には、ドルの金量目が純度 $\frac{9}{10}$ の金25 $\frac{4}{5}$ グレイン(純金23.22グレイン)から同15 $\frac{5}{21}$ グレイン(純金13.71グレイン強)へ約40.94%切り下された(金価格引上げ率は約69.33%、純金1トロイ・オンス当り20.67ドル強から35ドルへ)。

同法の全文(英文とも)は次のとおり。

「ドルの平価変更その他に関する法律」

第1条 本法はこれを「平価変更法」として引用することができる。

第2条 財務長官は、1ドルが38分の1ファイン・トロイ・オンスの金に等しいドルの新平価の設定に必要な措置を探る権限をここに与えられ、かつ同措置を探るよう指示されるものとする。かかる平価が設定された場合には、これをもって1934年金準備法第14条(C)(注)により金証券を発行する際のドルの金に対する関係を規定する法定基準とする。

第3条 財務長官は、国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、国際開発協会およびアジア開発銀行が保有する米ドルの金価値を、当該諸機関の協定に規定されている限度に維持する権限を与えられ、かつ同措置を探るよう指示されるものとする。

これにより、当該支出が行なわれるまでの間有効なものとして、かかる価値の維持に必要な金額を支出する権限が認められたこととなる。

第4条 本法第2条により授権されたドル平価の変更

に伴う合衆国保有金(金証券の担保として保有されている金を含む)の価値の増加分は、雑収入として国庫に移管する。

(注) 1934年金準備法第14条(C)

財務長官は、合衆国財務省出納局長保有の金を見合いとして、財務長官の定める形式および券面額の金証券を発行する権限を与えるものとする。金証券の発行額および現在高は、いかなる場合においても金証券の見合いとして保有される金の法定基準価値を超過することができない。

AN ACT

To provide for a modification in the par value of the dollar, and for other purposes.

Sec. 1. This Act may be cited as the "Par Value Modification Act".

Sec. 2. The Secretary of the Treasury is hereby authorized and directed to take the steps necessary to establish a new par value of the dollar of \$1 equals one thirty-eighth of a fine troy ounce of gold. When established such par value shall be the legal standard for defining the relationship of the dollar to gold for the purpose of issuing gold certificates pursuant to section 14 (c) of the Gold Reserve Act of 1934 (31 U.S.C. 405b).

Sec. 3. The Secretary of the Treasury is authorized and directed to maintain the value in terms of gold of the holdings of United States dollars of the International Monetary Fund, the International Bank for Reconstruction and Development, the Inter-American Development Bank, the International Development Association, and the Asian Development Bank to the extent provided in the articles of agreement of such institutions. There is hereby authorized to be appropriated, to remain available until expended, such amounts as may be necessary to provide for such maintenance of value.

Sec. 4. The increase in the value of the gold held by the United States (including the gold held as security for gold certificates) resulting from the change in the par value of the dollar authorized by section 2 of this Act shall be covered into the Treasury as a miscellaneous receipt.

◇米国、国庫債務限度額を引上げ

ニクソン大統領は3月15日、国庫債務限度額を従来の4,300億ドル(うち永久限度額4,000億ドル、72年6月30日までの臨時限度額300億ドル)から4,500億ドル(うち永久限度額4,000億ドル、72年6月30日までの臨時限度額

500億ドル)に引き上げる法律に署名した。

政府は当初、73年6月末までの国庫債務増をまかぬため臨時限度額を300億ドルから800億ドルへ500億ドル引き上げ、債務限度総額を4,800億ドルとするよう要請していたが、議会審議の過程で、上記のように臨時限度額が200億ドル増に削減されるとともに、その期限も本年6月30日とされたものである(したがって、新たな措置が採られないかぎり、7月1日以後の国庫債務限度額は永久限度額4,000億ドルだけとなる)。

◆米国連邦準備制度理事会、銀行持株会社の銀行業付随業務の内容を一部改正

連邦準備制度理事会は1月24日、さきに連銀が承認した銀行持株会社(もしくはその子会社)の従事しうる「銀行業付随業務」のうち、「投資顧問もしくは財務顧問業務」(46年7月号「要録」参照)の内容として、新たに「1940年投資信託会社法に基づき登録された投資信託会社に対する投資顧問業務」を追加する旨発表した(銀行持株会社に関するレギュレーションYを改正、2月1日実施)。この結果、これまで「銀行業付随業務」の対象外とされていたオープン型投資信託会社に対する投資顧問業務が対象業務として認められることとなった。

歐　洲　諸　國

◆E E C、経済通貨同盟の実施に関する決議を採択

E E C閣僚理事会(蔵相)は3月7日、「共同体における経済通貨同盟の段階的実現に関する1971年3月22日付け決議の実施に関する閣僚理事会および加盟国政府代表の決議」について完全なる合意に達し、3月21日正式にこれを採択した。決議の内容(全文)は次のとおり。

(1) 加盟国の短期経済政策の調整強化に関する1971年3月22日付け閣僚理事会決定の実施効果を高めるため、次の諸規定を定める。

イ. 加盟国が閣僚理事会によって定められた経済政策の指針(orientations)に乖離する措置ないし決定を意図する場合には、これら措置ないし決定の実施に先立ちすべて下記ロ.で示される調整委員会(Le Groupe de coordination)で事前協議を行なうものとする。

ロ. 短期の経済・金融政策に関し、加盟国に相互的かつ恒常的な情報を確保し、閣僚理事会によって定められた経済政策の指針の範囲内で各の短期の経済・金融政策の調整を行なうため、閣僚理事会に属するものとして、各加盟国担当大臣の特別代表1名

およびE E C委員会の代表1名とからなる委員会(Groupe)が創設される。この委員会の会合には、場合によっては、景気政策委員会、通貨評議会、財政政策委員会の各議長も出席する。

本委員会は、とりわけ経済政策の調整にあたる年3回の閣僚理事会および上記イ.に示された事前協議にあたる閣僚理事会の開催の準備のため、常駐代表委員会と緊密に協力する。

ハ. E E C委員会は、担当諸委員会の意見を求めたち閣僚理事会に対し、最もよいタイミングで共同体における通貨安定、経済成長、完全雇用の促進を志向した指令(directive)案を提出する。

(2) 経済通貨同盟の期限付き実現に必要な、地域的、構造的分野での行動に即刻着手するため、閣僚理事会は次の諸点につき原則的に同意する。

イ. 地域開発面での行動のため、1972年以降、農業指導保証基金(FEOGA)を使用しうる。

ロ. 地域開発基金(Fonds de développement régional)を創設するか、またはこれとはまったく別な地域開発に充当する適当な共同体財源の制度を発効させる。

閣僚理事会はE E C委員会に対し、3月22日付け決議の第Ⅲ条第4項(注)に応じた提案を提起するよう要請する。閣僚理事会は1972年10月1日までに委員会の提案に基づき必要な決定を下すであろう。

(注) 「地域的、構造的分野での行動により、経済通貨同盟の期限付き実現をあやうくしかねない緊張を減少させる目的から、閣僚理事会は、委員会の提案に基づき、第3次中期経済計画で与えられた指示を考慮して、とくに共同体が現行条約の範囲内で適当な手段を備えることによって、最優先で取り扱うべき諸問題の解決の着手に必要な措置を決定する。」

(3) イ. 國際通貨制度の枠内で独自の通貨圏の形成に向かって第一歩を踏み出すため、閣僚理事会は各加盟国中央銀行に対し、国際的取決めに基づきIMFによって認められた為替変動幅を完全に利用しながら、加盟国諸通貨のうち最も高く評価された相場と最も低く評価された相場との間の瞬間的乖離幅を漸次縮小させるよう要請する。

この目的のため、諸手続が試みられる最初の段階にあっては、各中央銀行は次の原則に従って自国の為替市場に介入するよう要請される。

(イ) 中央銀行総裁会議によって定められる日以降、介入は、当該日に各市場で記録された変動幅を基礎として、共同体諸国通貨によって行なわれる。

(ロ) 変動の限度がせばまるようなことがあればそれにつれ、上記(イ)で介入の基礎とする変動幅も縮小

され、再び拡大されない。

(イ) おそらくとも1972年7月1日からは、加盟国2通貨間の瞬間的乖離は2.25%をこえることができない。

1971年3月22日付け閣僚理事会の決議に従い、依然としてより長期的な目標は、共同体諸国通貨間の変動幅をまったく除去することにある。

ロ. この目的のため、各中央銀行は、次の原則に従つて自国の外国為替市場に介入するよう要請される。

(イ) 自国外国為替市場において共同体諸国通貨の自己通貨に対する相場が上記イ.で認められた変動の限度に達した場合は共同体諸国通貨を使用。

(ロ) 自国外国為替市場において米ドルの相場がIMFの規定によって認められた変動の限度に達した場合は米ドルを使用。

(ハ) 上記変動の限度の内部では、中央銀行間の協調的決定の後においてのみ介入可能。

ハ. 各中央銀行は、共同体諸国通貨による介入の結果生ずる貸借りの決済を、中央銀行総裁会議で例外として認められた場合を除き、1ヶ月以内に行なうよう要請される。決済の方法は中央銀行間で定められるが、貸借りの決済方法は、債務国の外貨準備の構成に即して行なうべきものとする。

ニ. 現情勢下において閣僚理事会は、通貨評議会および中央銀行総裁会議がおそらくとも1972年6月30日までに、1971年3月22日付け閣僚理事会決議第Ⅲ条第8項(注)に従つた欧洲通貨協力基金の組織、機能、定款に関する報告を提出できることが重要と考える。

閣僚理事会は1972年末までにこの報告の結論について決定を下すであろう。

(注) 「閣僚理事会は通貨評議会および中央銀行総裁会議に対し、両者が密接に協力し、おそらくとも1972年6月30日までに、変動幅縮小および経済政策の收れんに關し得られた経験に即し、場合によつては第1段階において欧洲通貨協力基金(将来中央銀行の共同体組織と合体すべく予定)が設立できるよう、その組織、機能、定款に関する報告を作成することを要請する。本報告は閣僚理事会および委員会にて提出される。」

ホ. 資本の過度な流入を抑制し、その国内流動性への悪影響を中和しうるよう、閣僚理事会は、1971年6月23日付けで委員会によって提案された国際的な資本流入の規制およびその国内流動性への悪影響の中和のための指令を採択する。

(4) 閣僚理事会は、経済通貨同盟の第1段階の実現に関して委員会によりなされる諸提案、とりわけ税制の調和および单一欧洲資本市場の漸進的発展に関する提案が、優先的に閣僚理事会の議事日程に記入されることに同意する。閣僚理事会は議事日程記入後6ヶ月以内

にこれら提案について決定を下すであろう。

◆ EEC中央銀行総裁会議、域内為替変動幅縮小に関するコミュニケーションを発表

EEC中央銀行総裁会議は、4月10日バーゼルにおいて、さきにEEC閣僚理事会が採択した経済通貨同盟の再発足の決議に従い、域内為替変動幅縮小についての検討を行ない次のような共同コミュニケーションを発表した。

「フランス銀行総裁ウォルムセル氏を議長として4月10日バーゼルで開催されたEEC中央銀行総裁会議は、加盟諸国通貨において認められる為替変動幅を2.25%以下に抑えるため必要な取決め(arrangements)に関し決定を行なった。同会議は、取決めの発効日を72年4月24日と定めた。EECに加盟が予定されているデンマーク、アイルランド、ノルウェーおよび英國の中央銀行総裁も同会議に出席し、上記4か国中央銀行は可及的すみやかにかつ現EEC加盟諸国中央銀行と同一条件をもって取決めに参加することを希望する旨表明した。」

◆ 英国1971年中の国際収支

1971年中の国際収支は、経常収支で952百万ポンド(前年611百万ポンド)の黒字、総合収支で3,228百万ポンドの黒字と前年の黒字幅(1,287百万ポンド)の倍以上に達した。貿易収支は297百万ポンドと戦後4回目でかつ最高の黒字(注)を記録したが、これは国内不況を映じて輸出がポンド圏向けを中心に前年比13%の増加(うち、価格上昇分9%、数量増加分5%)をみた反面、輸入は生産不振から原材料輸入が前年並みに推移したこと主因に前年比8%の増加(うち価格上昇分4.5%、数量増加分4.5%)にとどまることによるものである。

投資および資本収支も1,847百万ポンドと戦後最高の黒字となったが、これは、①第1四半期を中心割安の海外金利を映じ民間の外債発行が増加したことなどから長期資金の流入が1,161百万ポンドと前年(739百万ポンド)をかなり上回ったこと、②第4四半期を中心ポンド切上げをねらった投機的な短期資金の流入がみられたこと(海外公的当局以外の英國銀行などに対するポンド建債権の増加は735百万ポンドと前年(242百万ポンド)の3倍に達した)、③ポンド圏諸国の国際収支好調などを映じて海外公的当局のポンド準備が686百万ポンドと前年(189百万ポンド)比著増したこと、などによるものである。

なお、公的ファイナンスとしては、総合収支にSDR配分額を加えた3,353百万ポンドのうち、953百万ポンドをIMF等からの借り入れ返済に充当、864百万ポンドを

英国の国際収支表

(単位・百万ポンド)

	1969年	1970年	1971年
1. 経常勘定 (Current account)			
貿易収支	— 141 +	7 +	297
貿易外+移転収支	+ 584 +	604 +	655
経常収支	+ 443 +	611 +	952
2. 総合収支と公的 ファイナンス(Currency flow and official financing)			
経常収支	+ 443 +	611 +	952
投資および資本収支	— 97 +	562 +	1,847
調整項目	+ 397 +	114 +	429
総合収支 (Total currency flow)	+ 743 +	1,287 +	3,228
S D R 配分額(+)	— +	171 +	125
IMFへの金出資(—)	— —	38	—
合計(Total of above)	+ 743 +	1,420 +	3,353
公的ファイナンス (Financed as follows)			
海外公的部門からの借入(+)/返済(—)	— 699 —	1,295 —	1,817
公的準備増(—)(注) 減(+)	— 44 —	125 —	1,536

(注) 1971年8月23日以降は取引時点のレートによるポンド換算額で表示。

海外通貨当局とのスワップ取引に使用、残り1,536百万ポンドが公的準備の増加(過去最高の増加)となった。

(注) 英国の貿易収支が戦後黒字を記録した年は次の4回。

1956年	53百万ポンドの黒字
1958年	29 "
1970年	7 "
1971年	297 "

◇英国、先物取引に関する為替管理を緩和

英蘭銀行は3月16日、為替管理法令上の通牒を発出し、從来居住者が為銀との間で先物契約を締結するるは確実な契約上の債務(firm contractual commitments)がある場合に限られていたのを、同日以降、輸出業者が海外競争入札に参加する場合に限り、入札時点から先物契約を締結することを認めることとした。本措置は、先物取引における実需原則を若干弾力化することにより、英國の資本財輸出を円滑化する効果を期待して採られたものである。

今回改正の主要点は次のとおり。

(1) 英蘭銀行は、公認為替銀行が海外競争入札への参加により為替上のリスクを負う英國輸出業者の代理とし

て先物為替カバーのための特別の申請を行なう場合は、これを考慮の対象とする。

- (2) 為替上のリスクを負う英國輸出業者とは、①落札の場合落札にかかる輸出の代金として将来取得する外貨を市場で売却する者、または②入札条件として必要とされる外国産部品等を調達するため将来支払う外貨を市場で購入する者、をさす。
- (3) 上記外貨の先物売買期日は、入札結果の発表日またはこれに次ぐ7日以内とし、発表日延期の場合はスワップにより延長することとする。
- (4) 申請は、英蘭銀行あてに、入札関係書類をそえて、入札が行なわれる前またはあとに行なう。ただし、入札が行なわれる前の申込みの場合においても、外貨売買予約は入札が行なわれたあとに行なうものとする。
- (5) 落札できなかった業者は、締結済みの先物取引を直物取引によりすみやかに相殺しなければならない。この場合の相場は相殺を行なうときの市場相場とする。
- (6) 落札した業者は、先物予約にかかる外貨の売買を基礎契約に定める外貨の実際の受払日まで延長することができる。この場合の相場は延長を行なうときの市場相場とする。

◇英国、中長期輸出金融制度等の改正と輸出関係金利の引下げを発表

1. ノーブル通産次官は3月15日、下院において、3月16日付けをもって中長期輸出および造船業向け金融制度を改正し、從来英蘭銀行が行なっていた本件関係リファイナンスを今後は輸出向けについては ECGD(輸出信用保証局)が、また造船業向けについては通産省が行なうこととするとともに、同日以降中長期輸出金利(ただし船舶輸出にかかる分は除く)を0.5%引き下げ6%とする旨発表した。

(1) 制度改正の内容

- イ. ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行が供与する「中長期輸出金融(2年以上)」のうち ECGD の無条件保証付きのもの」および「通産省保証付きの造船業向け貸出」については、その両者合計残高が当該銀行の当座預金残高の18%を上回る部分は、全額ECGD(輸出向けの場合)、または通産省(造船業向けの場合)によりそれぞれリファイナンスすることを義務づける(從来は、両者合計残高が当該銀行の総預金残高の10%を上回る部分は全額英蘭銀行によりリファイナンスが可能であった。なお、リファイナンス可能額については今回の改正後も実質的に変化ない由)。

ロ. 輸出業者および造船業者の負担する固定金利は今後政府が決定するものとし、一方銀行の稼得する金利(agreed rate of return)は毎月の国内市場金利を基準に決定される(具体的には、大蔵省証券入札レートと銀行の国有企業向け貸出金利の平均に1.25%を加えて算出、なお現在の銀行稼得金利をこの方式で試算すると5.93%)。

ハ. リファイナンス金利は、上記固定金利と稼得金利との差を埋めるように決定される(注)(従来は輸出業者および造船業者の負担する固定金利はロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行間の合意により決定され、事実上英蘭銀行により決定されるリファイナンス金利と同一水準)。

(注) 銀行は固定金利で業者に融資した資金の一部をECGDまたは通産省から補てんする(リファイナンス)が、その場合の金利(リファイナンス金利)は、業者から受け取る利息からECGDまたは通産省へ支払う利息を差し引いたネットの手取り収入の自己資金(融資額とリファイナンス額との差額)に対する比率が稼得金利に一致するよう決定される。したがって、リファイナンス金利は固定金利に対し、稼得金利と固定金利の水準いかんによつては、順ざやともなり逆ざやともなる。なお、リファイナンス金利は事務の便宜上年2回(6月、12月)支払われる由。

ニ. 通産省にリファイナンス機能を与えるための法令改正(ECGDは現行のままでリファイナンスが可能である)および両者のリファイナンス原資のための予算措置は追って講ずる。

(2) 輸出関係金利の引下げ

イ. ECGDの無条件保証付き中長期輸出金融(2年以上、ただし船舶輸出にかかる分は除く)に適用される固定金利を6.5%から6%に引き下げ、3月16日以降の新規契約分から適用する。

ロ. 船舶輸出金融および造船業向け貸出に適用される固定金利は、OECDの主要国間協定(70年12月成立)の制約により7%に据え置く。

ハ. なお、ECGD保証付きの短期輸出金融(2年未満)は新制度の対象外であるが、取扱いは従来どおりとする(適用固定金利は公定歩合の0.5%高、ただし最低は4.5%)。

2. 本措置の背景、批判等は次のとおり。

(1) 従来中長期輸出金融については、金利変更が輸出業者と銀行の利害対立から円滑に行なわれないなど種々問題があつたため、昨年以来通産省、大蔵省、英蘭銀行、市中銀行など関係者による委員会で制度改革を検討してきた結果、上記改正が行なわれたものである。

(2) 今回の措置は輸出補助政策の強化であるとの批判もあるが、当局では、新固定金利は各国の中長期輸出金利の中位程度であり、稼得金利についても長期的にみれば固定金利ときほど開かないで、とくに問題はな

いとの見方をしている。

◆英國、1972年度予算を発表

バーバー蔵相は3月21日、下院本会議で予算演説を行ない1972年度(1972年4月~73年3月)予算を発表した。その内容次のとおり(なお、予算演説において同時に発表された租税制度改革案および直接投資規制緩和措置に関しては別項を参照)。

(1) 概要

今次予算は、①ECGD加盟を控えた英國産業の効率化の促進、②経済の持続的成長、③税制改革の推進の3点を目標としてうたい、初年度1,211百万ポンド(平年度1,809百万ポンド)に上る大幅減税を行なう一方、前年度を上回る歳出の伸び(当初予算比15.1%増)を計上、かなり景気刺激的性格が強い。このため統合基金予算の收支じりでは黒字幅が前年度に比し大きく縮小(前年度当初2,316→本年度215百万ポンド)、国家貸付基金予算の收支じりでは4年ぶりに赤字(2,667百万ポンド)に転じた。また、国民保険基金(National Insurance Funds)等を含めた中央政府部門全体の財政赤字額も3,116百万ポンド(前年度当初同686百万ポンド)の巨額に達している。

(2) 租税措置

イ. 所得税関係

①基礎控除限度額の引上げ(単身者325→460ポンド、既婚者465→600ポンド)、②老齢者免税限度額の引上げ(単身者530→634ポンド、既婚者825→929ポンド)、③少額所得特別控除適用対象所得限度額の引上げ(450→550百万ポンド)、を本年5月4日以降実施、④付加税免税限度額の引上げ(2,500→3,000ポンド)を本年度から実施。

ロ. 法人税関係

①機械・設備の償却に関する制限の撤廃(いわゆる自由償却制度、従来は開発地域を除き初年度償却限度は80%)、②産業用建物についての初年度償却限度の引上げ(30→40%、ただし開発地域は従来から40%)を、本年3月22日以降の資本支出に対して実施(なお、本措置は78年初まで変更されることはない)。

ハ. 相続税関係

①免税限度額の引上げ(12→15千ポンド)、②相続税率の引下げ、③配偶者相続控除(限度額15千ポンド)および特定文化機関に遺産が寄贈された場合の特別控除(限度額50千ポンド)の新設。いずれも本年3月22日以降の死亡に伴う相続に関し実施。

ニ、購買税率の引下げ(現行45、30、18、11.25各%をそれぞれ12.5、25、18、11.25各%)を本年3月22日以降実施。

(3) 国民保険(National Insurance)等関連措置

イ. 年金等支給額の引上げ

①老齢年金(retirement pension)給付額の12.5%引上げ(単身者週当たり6.0→6.75ポンド、夫婦同9.7→10.9ポンド)、②国民保険制度に基づく他の給付および追加給付(supplementary benefits)給付額の上記に準じた引上げ(いずれも本年10月実施予定)。

ロ. 労使拠出額の引上げ

①雇用者の単一率による拠出分の拠出額引上げ(成人男子被用者1人当たり0.1ポンド)、②労使双方

の、累進率による拠出分についての拠出対象収入限度の引上げ(週給42→48ポンド)と拠出率引上げ(週給18~48ポンドの階層に対し18ポンド超の週給部分の4.35→4.75%)。

(4) 地域格差是正のための措置

イ. 補助金の交付

①特別開発地域(special development areas)、開発地域(development areas)および中間地域(intermediate areas)における、製造業・鉱業・建設業の産業用建物の新改築、ならびに②特別開発地域および開発地域における同上産業の機械・設備新設、に対して補助金を交付。補助金の額は、特別開発地域については投資額の22%、開発地域および中間地域については同20%とし、交付対象は本年3月22日以後の投資とする(なお、本措置は78年初まで変更されることはない)。ただし、法人税課税額算定に

英國の統合基金予算

(単位・百万ポンド)

	1971年度		1972年 度予算 (c)	増減(△)率(%)	
	当初 予算 (a)	実 績 (b)		(c)-(a)	(c)-(b)
	(a)	(b)			
歳入(A)	16,762	16,897	16,839	0.5 (4.0)	△0.3 (5.8)
うち租税	16,217	16,247	16,212	△0.0 (4.1)	△0.2 (5.9)
歳出(B)	14,446	15,499	16,624	15.1 (6.8)	7.3 (2.6)
統合基金収支じり (A)-(B)	2,316	1,398	215	△90.7 (△10.9)	△84.6 (31.8)

(注) 増減率のカッコ内は、1971年度当初予算の前年度当初予算および同実績に対する比率。

英国の国家貸付基金予算

(単位・百万ポンド)

	1971年度		1972年 度予算 (c)	増減(△)率(%)	
	当初 予算 (a)	実 績 (b)		(c)-(a)	(c)-(b)
	(a)	(b)			
受取(A)	3,886	3,041	1,940	△50.1	△36.2
貸付利子收入および英 蘭銀行発行部納付金等	1,345	1,315	1,495	11.2	13.7
統合基金黒字額 の繰入れ等	2,541	1,726	445	△82.5	△74.2
支払(B)	3,622	3,608	4,607	27.2	27.7
国債利子支払等	1,570	1,643	1,725	9.9	5.0
貸付(ネット)	2,052	1,965	2,882	40.4	46.7
うち対国有企業	982	1,021	1,684	71.5	64.9
対地方公共 団体等	1,070	944	1,198	12.0	26.9
債務返済(△所要借 入れ)額 (A)-(B)	264	△ 567	△ 2,667	—	370.4

英國公共部門の対民間資金需要(△供給)見通し

(単位・百万ポンド)

	1971年度		1972年 度予算 (c)	増減(△)率(%)	
	当初 予算 (a)	実 績 (b)		(c)-(a)	(c)-(b)
	(a)	(b)			
中央政府(注)	686	731	3,116	354.2	326.3
地方公共団体	510	573	409	△19.8	△28.6
公営企業	13	32	167	—	—
合計	1,209	1,336	3,358	177.8	151.3

(注) 統合基金および国家貸付基金のほか、国民保険基金、北アイルランド政府等を含む。

減税額の内訳

(単位・百万ポンド)

	初年度		平年度
	所得税	その他	
うち基礎控除限度額引上げ	974	1,217	
その他	960	1,200	
付加税免税限度額引上げ	14	17	
法人税等	8	14	
うち機械・設備償却自由化	17	260	
産業用建物償却限度額引 上げ	5	185	
その他	0	20	
相続税免税限度額引上げ等	12	55	
購買税率引下げ	71	143	
酒税率引下げ	135	175	
	6	0	
	1,211	1,809	

(注) このほか、73年度実施予定の所得税・法人税制改革、選択的雇用税・購買税廃止および付加価値税・自動車税の導入は、平年度282百万ポンドの減税をもたらす見込み。

あたっては、上記補助金支給にかかわりなく、投資総額に対して一般的な償却基準を適用。

ロ. 中間地域指定範囲の拡大

◇英国、租税制度改革案を発表

バーバー蔵相は、3月21日の予算演説において租税制度の抜本的改革案を発表した。その基本構想はすでに71年3月の予算演説で示されており(46年4月号「要録」参照)で、73年度からの実施予定を控え、今回その具体案が明らかにされたものである。同案の概要次のとおり。

(1) 個人所得税制の改革

イ. tax-credit 制度の導入

所得税課税所得額算定にあたり諸控除が行なわれる一方、別の基準により各種の社会保障給付がなされる現行制度を改め、両者を“tax-credit”として一本化、これと課税額の差額を納付させることとする(tax-credit が課税額を上回る場合にはその差額が給付される)。この具体化のための成案が得られ次第、本年内に縁書として発表され、立法手続が進められる予定。なお、社会保障給付のすべてが tax-credit に統合されるわけではなく、国民保険(National Insurance)および追加給付(supplementary benefits)制度は、71年9月に発表された構想に基づき手直しのうえ存続する。

同時に、徴税方法を簡素化する方向で現行源泉徴収制度(PAYE)の改革を行なう。

ロ. 所得税と付加税の一本化

71年度予算で、現行の所得税と付加税(surtax)を一本化、新税制を73年4月から適用するとの立法措置がすでに採られた(注)が、その税率のめどは次のとおりとする。

課税対象所得総額中

5千ポンド以下の部分	30%
5千ポンド超6千ポンド以下の部分	40%
6〃 7〃	45%
7〃 8〃	50%
8〃 10〃	55%
10〃 12〃	60%
12〃 15〃	65%
15〃 20〃	70%
20〃 の部分	75%

(さらに、2千ポンドをこえる利子・配当所得に対しては15%の surcharge が課される)

(注) 現行税制と新税制との主要な相違点次のとおり。

(1) 現行制度では、個人所得に対しては所得税と付加税との二本建課税が行なわれているが、新制度では両者が一本化される。

(2) 現行制度では、所得税率は一律であり、各種控除と付加税(一定限度額以上の課税所得を持つ者を対象に申告に基づき累進課税)の適用によりはじめて累進性が保証されているが、新制度では所得税率自体が累進化される。

(3) 現行制度は、たてまえ上利子・配当所得が課税所得の中心とされたため、勤労所得控除(勤労所得4,005ポンドまでについてその2/9、同超過分についてその15%)によって利子・配当所得と勤労所得の差別課税を行なっているが、新制度では、勤労所得を課税所得の中心とする考え方で改め、上記差別課税を利子・配当所得に対する surcharge 課課により実現することとした(一定限度額までの利子・配当所得は同 surcharge から免除して、同所得に対する課税上の差別を從来に比し若干緩和した)。

(2) 法人税制の改革

現行制度では、法人の課税対象利益の総額に対し法人税が課されたうえ、配当支払分についてはさらに所得税が源泉徴収されるため、社内留保分利益に比し配当支払分利益の課税が過重となる点を改め、帰属徴税方式(imputation system)の採用により両者の課税上の扱いの平等化を期する(注)。72年度予算と同時に立法措置が講じられ、73年4月から実施予定。税率は一応50%とされたがなお変更の余地を残している。なお、新制度の下において、企業のキャピタル・ゲインおよび国外で課税を受ける企業、小規模企業、同族企業(close companies)の所得については特別の配慮が払われることとなった。

(注) 帰属徴税方式の骨子は次のとおり。

(1) 法人は、その課税対象利益総額に対してその処分方法のいかんを問わず、一定比率で法人税を賦課される。

(2) 配当支払に対する源泉課税は廃止される。

(3) 法人税納期は、当該法人の会計年度終了後9ヶ月程度経過後とされるが(現行制度も同じ)、配当として支払った分にかかる法人税についてのみは、同支払時に配当額の3/7が前納され、当該法人の法人税納期に同額が所要納付額から差し引かれる。

(4) 配当を受けた株主は、その課税所得額算定上、配当額に法人が配当支払にあたり前納した法人税額を加えた収入を得たものとみなされる。しかし、同時に、法人が配当支払にあたり前納した法人税額に等しい tax-credit を与えられる((1)のイ. 参照)。

(3) 間接税制の改革

イ. 付加価値税の導入

73年4月以降、現行の購買税および選択的雇用税を全廃、付加価値税を新設してこれらに代える。新たに導入される付加価値税は、英国内で供給されるすべての財・サービスおよびすべての輸入財を対象とし、「前段階控除方式(invoice system)」(注1)のもとに同一税率(10%)(注2)が適用される。ただし、輸出品および一部の品目に対しては0%の税率適用もしくは適用免除が認められる(注3)ほか、年間課税対象取引額が5千ポンド以下である小規模業者は同税の適用を免除される。本税は、72年度予算と同時に立法措置が講じられ、本年10月から、同税計理のための業者の登録が開始される予定である。

(注1) 「前段階控除方式」は、製造・流通の各段階において、各課税対象者が特定期間内においてみずから提供した課税対象となる財・サービスにかかる税額と、当該課税対象者が他の課税対象者から提供を受けた課税対象となる財・サービス価格に含まれた税額との差額を納付する方式であり、E E C諸国により採用された。

(注2) ただし、付加価値税適用開始時点(73年4月)における経済情勢を見通しがたい事情にかんがみ、適用開始に先立ち税率を7.5～12.5%の範囲内で変更する1回限りの権限が、大蔵大臣に付与されている。また、その適用開始後付加価値税率を当該財政年度内に限り上下10%の範囲内で変更しうる大蔵大臣権限(レギュレーター)も留保された。

(注3) 0%の税率適用(zero-rated)と、適用免除(exempt)との区別は次のとおりである。後者の場合、完全に付加価値税制の適用外におかれながら、当該取引に從事する業者は、みずから提供する財・サービスについて納稅義務を免れる反面、その購入した財・サービスに含まれる付加価値税額の還付を請求する権利も認められない(もとより、当該業者がその購入価格の一部として支払った税額を自己の販売価格に含めることにより買い手に転嫁せざる限りで税負担を免れるが、当該買い手が最終消費者ではなく、付加価値税適用対象業務を営む場合、その業者は、前段階までに支払われた購入価格に含まれた累積税額をすべて負担することとなる)。一方、前者の場合には、付加価値税制の適用範囲内にはおかれつつも、税率0%が適用される。すなわち、当該取引に從事する業者は、みずから提供する財・サービスについて納稅義務を免れるとともに、その購入した財・サービスに含まれる付加価値税額の還付を請求できる。両者の適用対象は以下のとおり。

- (1) 0%の税率適用……輸出品、食料(ただし外食および現在購買税の適用対象にある品目を除く)、書籍、新聞その他定期刊行物、石炭、ガス、電気、石油、建物建設、乗客輸送および処方に基づき提供される薬品。
- (2) 適用免除……土地(地代を含む)、保険、郵便、とばく(内国消費税適用)、金融、教育および医療。

ロ. 自動車税の新設

付加価値税導入と一緒に、新車・輸入車に課される自動車税を新設する。税率は卸売価格の10%(自動車は、付加価値税の賦課対象でもある)。

◇英国、対内外直接投資等に関する為替管理を緩和

バーバー蔵相は3月21日の予算演説において、次のような為替管理の緩和を22日付けで実施する旨発表した。

(1) E E C諸国およびデンマーク、ノルウェー(以下拡大E E C諸国といふ)の企業の在英子会社が英国内で直接投資を行なう場合、その資金調達をポンド借り入れで行なうことを認める。

また、投資先が失業多発指定地域(the assisted areas)のときは、親会社が拡大E E C以外の企業の場合でもポンド借り入れを認める(従来は外国系企業の子会社による直接投資のためのポンド借り入れは、原則として制限されていた)。

(2) 英国企業が拡大E E C諸国に対する直接投資に充当するための外貨は、年間1件当たり1百万ポンド相当額までに限り公的為替市場において購入することを認める(従来は、輸出促進効果をもつ投資の場合を除き全額外貨で借り入れるか投資通貨(investment currency)市場において購入することが要請されていた。46年4月号「要録」参照)。

(3) ポンド地域内の先進諸国である豪州、ニュージーランド、アイルランドおよび南アフリカの4か国に対する直接投資および証券投資に関する自粛措置(注)を廢止する。

(注) 本措置は外貨危機の深刻化した1966年5月3日に導入され、その後毎年予算演説のたびに更新されてきたものである。

◇英國、産業開発庁を設置

デイビス通産相は3月22日、下院に「産業および地域開発白書」を提出し、E E C加盟に対応する英國産業全般の効率化と高水準の失業をかかえる開発地域の発展とを一元的に推進するため、専任の閣僚を任命するとともに産業開発庁を設置する旨発表した。要旨次のとおり。

(1) 通産大臣の全般的監督下に専任閣僚として産業開発大臣(Minister for Industrial Development)を近く任命、そのもとに通産省の地域開発、中小企業関係部局などを吸収拡充した産業開発庁(Industrial Development Executive)を設け、地域開発補助金の交付、民間産業に対する各種の助言なし援助等の業務を行なわせる。また、産業界、銀行、その他金融界の代表からなる諮問委員会(Industrial Development Board)を設置する。

(2) なお、産業および地域開発促進のための新施策としては、すでに3月21日の予算で発表された設備投資刺激のための諸対策および各種の地域政策に加え、高失業地域に集中している造船業に対し1974年まで総額約50百万ポンドの補助金を交付すること、労働力の流動化を促進するため住宅補給金を交付することなどが含まれている。

◇西ドイツ、景気付加税を還付

シラー経済・蔵相は3月15日、議会において景気付加税(der Konjunkturzuschlag)の凍結分(総額5,886百万マルク)を6月15日以降還付する旨声明した(ただし、正式手続としては連邦参議院の同意が必要)。本付加税は、1970年8月～71年6月の間、73年3月末までに還付する条件で、個人・法人の所得に対し一律10%の税率で賦課され、徴収分はブンデスバンクの特別勘定に凍結されていたものである(45年8月号「要録」参照)。

なお、同相は発表にあたり、本措置がインフレを刺激することがないよう、還付分について個人(総額38億マルク)に対しては貯蓄(注)に、企業(同20億マルク)に対しては債務の返済にそれぞれ充当するよう要望した。

(注) 債券市場では、還付分の一部(7.5億マルク)が連邦貯蓄債券の形態で還付されるのではないかと観測している。

◇フランス、市中貸出金利を引下げ

フランスの主要銀行は3月8日、フランス銀行の金融市場介入金利の引下げ(2月29日から3月2日まで通計0.625%)による資金調達コストの低下等を勘案し、短期貸出金利を0.5%(基準金利6.6→6.1%)、設備関係中期信用金利を再割適格分について0.25%(期間5年、8.10→7.85%)、再割非適格分について0.75%(期間5年、9.25→8.50%)それぞれ引き下げ、いずれも3月13日から実施することを申し合せた。

◇フランス、準備率を一部引下げ

1. フランス銀行は3月9日、準備預金制度にかかる準備率を一部引き下げ、21日から実施することを決定した。

新準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。

(1) 預金準備率

要求払債務

居住者に対する債務	8%(10%)
非居住者に対する債務	10%(10%)
定期性預金等その他の短期債務	
居住者に対する債務	3%(4%)
非居住者に対する債務	4%(4%)

(2) 貸出準備率

71年3月31日現在の貸出残高の 90%を超過する部分につき	2%(2%)
-----------------------------------	--------

2. フランス銀行では今回の準備率引下げについて、「流動性の供給のためというよりも、銀行の資金コストの軽減を通じ金利の引下げを促進するところに主眼が置かれている。これにより市中銀行の金融市場への依存が約35億フラン軽減される」と説明している。なお、今回非居住者に対する債務の準備率が据え置かれ、居住者に対する債務の準備率(昨年12月撤廃、1月号「要録」参照)が復活された形になったが、これはドル不安再燃による短資流入傾向を考慮したものとみられる。

◇フランス、景気支持のための一連の金融措置を発表

1. フランス政府はすでに1月中旬、景気支持のための一連の財政措置を打ち出したが(2月号「要録」参照)、3月9日さらに民間投資促進をねらいとして、長期金利等の引下げ、投資金融の円滑化を内容とする一連の金融措置を発表した。本措置の内容は次のとおり。

(1) 長期債金利の引下げ。とりあえず次回発行の郵政事業債のクーポン・レートを0.25%引き下げ(8.50→8.25%)、その他公共債についても同様とする。

(2) 大蔵省証券、農業信用中央金庫債、貯蓄金庫地域連合(GREP)債各5年もののクーポン・レートを引き下

げる(7.0→6.66%、25%の源泉課税徴収後では5.25→5.0%)。

(3) 貯蓄金庫の通帳預金金利(ただし20,000フランの免税限度超過分のみ)を0.25%引き下げる(4.25→4.0%)。

(4) 長期住宅貯金(plans d'épargne-logement)の新規分金利を0.5%引き下げる(4.0→3.5%)とともに同時に見返りによる貸付金利も0.5%引き下げる(5.5→5.0%)。また報奨金支給限度を6,000フランから5,300フランに引き下げる。

(5) 生保の有価証券投資規制について、政府保証債と同非保証債別の区別を廃止して一本化し、政府非保証債への投資を促進する。

(6) 生保に今後一般企業(商工業とも)に対する直接貸付を認める。

(7) フランス銀行に債券市場で自己勘定により債券(長期債)の売買を行なう権限を与える、同行の市場介入手段に長期債を加える。

(8) 中期信用手形保有率(注)の保有資産の対象に上場債券を加えることを検討する。

(注) 現行制度では、分子(資産)はフランス銀行再割可能中期信用手形、分母(負債)は準備預金制度の準備率算定の基礎となる負債と同じ(ただし金融機関勘定およびコルレス勘定を除く)である。なお現行保有率は14%(71年7月以降)。

2. 国家信用理事会は3月20日、銀行の預金金利のうち通帳預金(compte sur livret)の金利(最高限度)を0.25%引き下げる(4.25→4.0%)ことを決定した。これは上記1.(3)の貯蓄金庫の通帳預金(免税限度超過分)の金利引下げと同じ趣旨によるものである。

◇フランス、新物価政策を発表

フランス政府は、価格抑制契約(46年10月号「要録」参照)の期限切れ(3月15日)後の物価対策について、3月14日次のような新物価対策を発表した。

(1) 工業製品価格の4月1日以降向こう1年間の上昇率を最大限3%(消費者物価全体としては最大限4.5%)に押えることを目標とする。

(2) 個別企業あるいは部門ごとに政府に年間の価格引上げ計画(programmation annuelle des prix)を提出し、政府がこれを承認する(autoriser)かたちで取決め(convention)を結ぶ。承認にあたっては、上記(1)の目標のほか、その範囲で生産性の状況をも加味する。なお個別品目としては年間3%の上昇率を大幅に上回るものがあつても、個別企業あるいは部門ごとの平均価格上昇率が3%以内に収まつていればよい。

(3) 上記価格計画に関する取決めを結ばない企業は、製品価格引上げに際し1か月前に当局に届け出なければ

ならない(当該1か月の間に当局が異議を唱えないかぎり、引上げを実行できる)。

(4) 次の工業製品については価格の自由化を認める。

イ. 従業員20人未満の企業の製品

ロ. 内外市場における競争がとくに激しいと認められる部門の製品(競争がとくに激しいかどうかの判定には、とりわけその生産に占める輸出および輸入の割合が基準となる。どの部門がこれに該当するかは現在まだ決まっていないが、6月15日までにこの種の部門との取決めが予定されている)

ハ. 高率付加価値税(33%)や特別課税の対象となっている製品(電気製品、しゃし品等)

(5) 工業製品の再販売マージンおよびサービス料金の規制については従来の方式を継続。

(6) 公共料金の上昇率は民間部門の価格・料金上昇率の範囲内にとどめる。

(7) なお、価格抑制契約期限切れ(3月15日)後、新取決め発効(4月1日)までは価格の引上げはいっさい認められない。

◇フランス、公定歩合を引下げ

1. フランス銀行は4月6日、公定歩合を0.25%引き下げ(6.0→5.75%、ただし、E E C諸国外向けの輸出関係中期手形割引率および大蔵省証券買入れ利率は据置き)、即日実施することを決定した。同行の新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	5.75%(6.0%)
証券担保貸付	7.25%(7.5%)
輸出関係手形(中期)	
E E C諸国外向け	5.75%(6.0%)
その他向け	4.5%(4.5%)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(4.0%)

2. フランス銀行筋では今回の公定歩合引下げについて「先般来の金融市場金利引下げを皮切りに景気支持の観点から実施された一連の金利引下げの動きをみきわめたうえ、いわばそのしめくくりとしての象徴的な措置であり、新たな政策的意図に基づくものではない。国内経済のインフレ傾向への配慮から下げ幅は小幅にとどめた」と説明している。

◇フランス、ユーロ・フラン債発行のガイドラインを設定

1. フランス政府は、昨年10月來ユーロ・フラン債の発行を原則として認めない方針をとってきた(注)が(46年11月号「要録」参照)、3月9日関係銀行と協議のうえ、今

後はユーロ・フラン債の新規発行を次のガイドラインに従って認めることとした。

(1) 月間新規発行額は合計300百万フランを限度とし、原則として毎旬1銘柄100百万フランの割合とする。

ただし発行者が国際機関等とくに考慮を要する場合はこの限りではない。

(2) 発行代り金は発行日後15日以内に外貨に交換しなければならない。

(3) 上記ガイドラインは国際通貨情勢に応じて変更される。

(注) 71年11月以降例外的に認められたユーロ・フラン債の発行状況

発行年月	発 行 者	発 行 額 (百万フラン)
71年12月	欧洲投資銀行	100
	欧洲石炭鉄鋼共同体	150
72年2月	国営電気通信金庫(フランス)	125
	オスロ市(ノルウェー)	100
	モントリオール・カソリックスクール・	
	コミッシュン(カナダ)	75
3月	ルノー公團	200
	欧洲石炭鉄鋼共同体	150
4月	Rhone-Poulenc 社(フランス)	100(予定)
	Ciments Lafarge 社(同 上)	100(予定)

2. フランス政府は4月上旬、当分の間居住者のユーロ・フラン債発行を認めないこととしたと伝えられる。これは、①外貨流入を最小限にとどめる一方、②国内市場の拡大を図るため居住者には国内債の発行を勧奨する、などのねらいによるものとみられる。

◇フランスの1971年中の国際収支(速報)

1971年中の国際収支は、総合収支で20.3億ドル(1トロイ・オンス=35ドルの旧レートに基づく換算額)の黒字と前年の黒字幅(13.7億ドル)を大幅に上回った。貿易収支は69年における11.1%に上るフラン切下げの効果に加え、主要国通貨の変動相場移行により貿易決済に用いるフランが事実上切り下げられる結果となったため、輸出の好調持続(前年比伸び率、70年29.8%、71年15.1%)、輸入の伸び鈍化(前年比伸び率、70年20.1%、71年11.3%)をみて、11.4億ドルの黒字と黒字幅は前年(4.9億ドル)比倍増した。もっとも、経常収支としては、石油関係運賃支払や外国人労働者の郷里送金がかさんだため、5.4億ドルの黒字にとどまった(前年2.3億ドルの黒字)。一方、長期資本収支は外国人による対仮投資の進捗などから、また短期資本収支その他も金売却代り金のフランス滞留などから、それぞれ前年(長期5.3億ドル、短期その他6.1億ドル)を上回る黒字(長期7.6億ドル、短期その他7.3億ドル)を記録した。

以上の項目をファイナンスする勘定としての銀行部門資産負債増減は、通貨調整前フランスの銀行がユーロ・

フランスの国際収支

(フランス諸國を除く、単位・百万ドル)

	1969年 (実績)	1970年 (実績)	1971年 (見込み)
貿易収支	△ 1,562	+	485
貿易外収支	△ 213	△	30
移転収支	△ 403	△	220
経常収支	△ 2,178	+	235
長期資本収支	+	325	+
短期資本収支はか	+	195	+
総合収支	△ 1,658	+	1,373
銀行部門資産負債増減	+	558	+
公的部門資産負債増減	+	1,100	△ 1,821
(注) 1. 金1トロイ・オンス=35ドルの旧レートに基づくドル換算額。 2. 資産負債増減欄における+は資産増、△は資産減を示す。			

資料: フランス銀行年報(1971年)。

ダラーを取りあさったことを主因に、13.1億ドルに上る著しい負債増(前年は4.5億ドルの負債増)をみた。この結果、公的部門資産負債増減は33.4億ドルの資産増(前年は18.2億ドルの資産増)となり、IMFに対し旧債9.8億ドルを返済しても対外準備はなお22.9億ドル増加することとなった。

◇イタリア、公定歩合引下げ等を実施

1. イタリア銀行は4月7日、公定歩合を次のとおり引き下げ、10日から実施することを決定した(カッコ内は旧レート)。

割引

商業手形 4.0%または5.5%(4.5%または6.0%)

食糧備蓄機関手形 3.5%(3.5%)

貸付

通常貸付 3.5%(4.0%)

債券担保特別短期貸付

3.5~5.0%(4.0~5.5%)

(注) 商業手形割引および債券担保特別短期貸付の高率金利の適用方法は従来どおりで変わらず。

2. イタリア銀行は上記公定歩合の引下げとあわせて、同行の金融機関預り金(注1)に関し金利引下げ等次の措置を決定し、10日から実施した。

(1) 期間8日の預り金の金利を0.5%引き下げる(1.5%から1.0%へ)。

(2) 期間15日、3か月、6か月の預り金(金利はそれぞれ2.0%、2.5%、2.75%)を廃止する。

なお、要求払い預り金の金利(0.5%)および強制準備制度(注2)にかかる預り金の金利(5.5%)は据え置かれた。

(注1) イタリアにはマネー・マーケットが存在しないので、イタリア銀行は金融機関の余資運用のため預金を受け入れる制度(自由預金制度)を設けている。

(注2) イタリアの強制準備制度では、イタリア銀行に準備として預入される預金に対しては付利(大蔵省証券利回りとは同じ、現在5.5%)がなされる。

3. 上記一連の措置は、これまでの財政・金融両面からの景気刺激策にもかかわらず投資は依然として不振を続け、景気回復への手がかりをうるに至っていない現状に對処して採られたものである。公定歩合引下げについては最近の政情不安や資金需要の停滞下にあっては、大きな効果は期待薄との見方もあるが、5月予定の総選挙を控え景気回復に対する当局の姿勢を明白にした意義が認められる。また金融機関預り金利引下げ等については、金融機関の手元流動性がいたずらに中央銀行預け金として滞留するのを避け、これを市中貸出や有価証券投資に有効に振り向けることをねらいとしたもので、とくにこれによって近々政府が実施を予定している公共企業に対する投融資がそのままイタリア銀行に還流することなく所期の投資効果をあげることが期待されている。

◇イタリアの1971年中の国際収支

1971年中の国際収支は、総合収支で4,894億リラの黒字とリラ不安に見舞われた前年の黒字幅(2,224億リラ)の倍以上に達した。貿易収支は、輸出が変動相場下にあってリラ相場が割安に維持されたことによって、輸出先国の景況悪化にもかかわらずさしたる伸び鈍化をみなかった(前年比伸び率、70年+14.1%、71年+11.7%)うえ

イタリアの国際収支

(単位・億リラ)

	1969年	1970年	1971年
経常収支	9,514	△ 599	4,929
貿易収支	△ 6,919	△ 13,624	△ 10,475
輸出(F.O.B.)	70,084	79,981	89,320
輸入(C.I.F.)	77,003	93,605	99,795
貿易外移転収支	16,433	13,025	15,404
資本収支	△ 18,795	3,295	594
民間	△ 18,725	△ 1,297	672
政府	△ 70	4,592	△ 78
調整項目	586	△ 472	△ 629
総合収支	△ 8,695	2,224	4,894
金・外貨準備増減	△ 1,137	3,594	7,120

輸入が国内経済の不振から第3四半期を中心と停滯した(同、70年+21.6%、71年+6.6%)ため赤字幅を縮小した(10,475億リラ、前年は13,624億リラ)。このため經常収支は、第3四半期以降年初來の赤字基調を黒字基調に転じ、年間でも4,929億リラの黒字(前年599億リラの赤字)となった。一方資本収支は、民間部門で投機的動機に基づく顯著な流入をみたが、政府が8月以降外貨準備急増抑制のため前年実施した国営企業等によるユーロ・ドラー中期借入れの期限前返済を促進した(前年借入れ実行額の約半分、8億ドル程度と推定される)ため、594億リラの黒字にとどまった(前年3,295億リラの黒字)。

◇スイス、国内債務に対し最低預金制度を発動

1. スイス国民銀行は4月5日、スイス銀行協会との間で、銀行の国内債務に対する最低預金制度(Mindestgut haben)の発動を含む次のような措置を行なうことについて合意した旨発表した(注1)。

(1) 1969年9月の紳士協定に基づく最低預金制度を国内債務に発動することとし、1971年7月31日以降の国内債務の増加額に対し次の準備率を適用する(注2)(流動性吸収額は約10億スイス・フランの見込み、積立て時期等細目については未詳)。

要求払預金	20%
貯蓄預金	2.5%
金融債(5年以下)	2.5%

(2) 1971年8月の紳士協定に基づき、8月16日以降実施されている対外債務に対する最低預金制度(注3)について、その個別条項の解釈を厳格化し流動性吸収効果を強める(流動性吸収額は約10~15億スイス・フランの見込み)。

(注1) スイスの最低預金制度は、国民銀行と銀行協会との紳士協定に根柢をもつていて、その協定には1969年9月締結のものと、1971年8月締結のものがあり、前者は国内債務と対外債務の双方に対し、後者は対外債務に対し準備義務を課すものである。後者は前者の対外準備に対する準備義務をいっそう厳格化したもので、後者が発動されるときは前者の対外債務に対する準備義務は免除される扱い。なお、今まで前者は一度も発動されたことなく後者のみが発動されてきた。

(注2) 今回は、定期預金、金融機関預金が対象から除外されている。また適用率は協定に規定されている最高限度(対外債務に対しては国内債務の倍)の半分。

(注3) 対外債務から対外債務を差し引いたネット債務の71年7月31日以降増加分に100%の準備率を適用(46年9月号「要録」参照)。

2. 上記措置に関する国民銀行、銀行協会の共同コミュニケの要旨次のとおり。

「今回の措置は、外資流入等により国内流動性が異常に高い水準に達し、これがインフレを助長するおそれがあることに対処したものである。なお、本年後半にはいり世界景気の再上昇が見通される事情も考慮した。」

◇オランダ、市中貸出規制を廃止

オランダ銀行は、69年1月来実施してきた市中銀行(商業銀行および農業銀行)との紳士協定に基づく市中貸出規制(44年2月号「要録」参照)を3月以降廃止する(ただし、今後必要な場合は貸出規制を復活しうる権限を留保)旨発表した。これは、①景気の鎮静色が濃化していること、②最近の市中銀行の貸出増加額が規制枠を下回って推移していること、などにかんがみたものである。

◇オランダ、為替管理を強化

オランダ銀行は3月9日、投機資金の流入に対処するため、①非居住者定期預金の受け入れおよび更新の禁止、②非居住者要求払預金に対する付利の禁止を発表し、即日実施した。本措置は、オランダ・ギルダーの対米ドル直物相場が2月以降対米ドル介入上限に接近していたことに加え、3月初に至りドル不安の濃化から再び同国への短資流入が生じた(注4)ため採られたものである。もともと昨年5月以降、同の大手商業銀行では、自主的に非居住者要求払い預金に対する付利を停止していた。

(注4) 3月9日のオランダ銀行によるドル買入れ額は、322百万ドルと、昨年5月交換相場に追い込まれたときの1日当りの最高(240百万ドル)をも上回った旨伝えられる。

◇オランダ、景気調整税を引下げ

1. オランダ政府は4月7日、景気調整税(tax regulator)を7月1日以降現行の5%から3%に引き下げる旨決定した。この景気調整税は、景気調節手段として1971年に導入されたもので、政府が賃金・所得税、法人税、揮発油税、特別自動車税について5%を限度に景気情勢に応じ随時税率を変更するものである(45年10月号「要録」参照)。71年中の景気調整税は3%であったが、本年初に5%に引き上げられていた。

2. Nelissen 蔵相は、上記決定の発表にあたり「今回の決定は、最近の景気不振にかんがみ、税率引下げにより雇用の改善、個人消費・設備投資の刺激をねらったものである」と説明している(注5)。

(注5) 今回の措置による政府の税収減は125百万ギルダーと見込まれている。

3. オランダ経済は、約2年に及ぶブームの後、昨年央以降鎮静局面にはいり、最近では設備投資・住宅建設の不振等を主因に停滞色が濃化していた。政府当局は、インフレが進行しているため当初は景気浮揚策に転ずることをちゅううちよしていたが、最近、本年の実質経済成長見通しが2%(71年実績4%)と昨年央時点のそれ(3%)に

比べ下方修正されたこともある、公定歩合引下げ(1月および3月の2回、5.0→4.0%)、市中貸出規制の撤廃(3月)等の金融措置と並んで、財政面からも景気支持に踏み切ることとなったものとみられる。

◇ベルギー、為銀に対する対外ポジション規制を実施

1. ベルギー・ルクセンブルク為替局は3月9日、外国為替公認銀行に対し、外貨ポジションおよび非居住者自由勘定にかかるベルギー・ルクセンブルク・フラン・ポジションに関する規制措置を通告した。本措置の内容は次のとおり。

(1) 上記のポジションが、3月9日営業終了時において債務超となった銀行は、これ以上債務超を増加させてはならない。しかし当分の間為替局は、日常業務の正常な運営に支障をきたさないようにするために、上記ポジションの最大限10%までの超過を認める。

上記のポジションが上記の時点においてスクエアまたは債権超となった銀行は、為替局によって認められる場合を除き、そのポジションを債務超にさせてはならない。

(2) 上記のポジションとは次のものをいう。

- イ. 公定市場で売買の対象となる直物外貨の残高
- ロ. 非居住者自由勘定の残高

2. ベルギー・ルクセンブルク為替局は本措置について「為銀に対し、①非居住者が保持するベルギー・ルクセンブルク・フランは、その日常業務の正常な遂行のために必要な範囲に抑制し、②銀行が自己の業務遂行のために必要とする外貨資金を外国金融市场に依存することを制限するよう求めたものである」と説明している。

アジアおよび大洋州諸国

◇エカフェ、第28回年次総会を開催

エカフェ(国連アジア極東経済委員会)は、3月15日から27日まで、タイのバンコックにおいて第28回年次総会を開催した。今次総会では、昨年度の事業活動を回顧するとともに、新年度の方針を検討した。

主要決議事項として、①先進国、国際機関に対しアジア地域への援助拡大を要請すること、②内陸国・後発国の開発を促進するため特別措置を講ずること(ただし、先進国は態度を留保)、③アジア経済開発研修所をマレーシアに設置すること、などが採択された。

わが国は、①国連開発計画(UNDP)に対し、72年は前年比40%増の8百万ドルを拠出する、②アジア開銀の

増資および特別基金の増額に協力する、③アジア工業開発理事会、アジア開発行政センターに資金を拠出する、など積極的に協力する意向を表明した。

なお、今次総会において、クック諸島の準加盟が承認され、準加盟国は6か国となった(正式加盟国は30、うち域外5か国)。

◇イラン、預金利を引き上げ

イラン中央銀行は、1972年度(3月21日開始)から市中銀行の預金利を次のとおり引き上げた(年利)。

	旧レート	新レート
普通預金	4.5%	6.5%
定期預金		
30日未満	0	
30日～90日	〃 5	6.5
90日～180日	〃 5.5	

ただし、180日～1年未満(6.5%)および1年以上(7.5%)はいずれも据置き。

今回の措置は、国内貯蓄の増強により石油収入の急増(71年中16億ドル、約5割増)などに伴う景気の過熱化を予防するとともに、1か月未満の定期預金が普通預金に比べ不利であった点を是正するため、実施されたものである。

◇ニュージーランド、賃金・物価の規制措置を発表

ニュージーランド政府は3月27日、賃金、物価、企業配当を73年3月末まで次のとおり制限する所得政策を発表した。

- (1) 賃金引上げは生産性上昇の範囲内とする(ただし、本年10月に1～9月中の生計費上昇分の上乗せを認めると)。
- (2) 企業配当は前年実績もしくは過去3か年平均のいずれか高い方を限度とする。
- (3) パン、バター、ミルク、砂糖等重要物資90品目の価格を政府の統制下におき、自由な値上げは認めない。

同国は、依然コスト・インフレの高進(賃金、消費者物価の71年中上昇率はともに9%)に悩み、2月14日にとりあえず、賃金物価の凍結措置を実施したが(3月号「要録」参照)、3月末にこれが期限切れとなるため、今回上記政策を打ち出すに至ったものである。

なお先般までの羊毛市況低迷等に伴う経済活動の沈静化に対処し、政府は近く公定歩合の引下げ、賦税信用の規制緩和、信託貯蓄銀行の国債保有率引下げなどの金融緩和措置を探る意向を表明している。

共産圏諸国

◇コメコン国際投資銀行の活動状況

コメコン(経済相互援助会議)加盟国による生産の専門化と共同化のための設備建設、原燃料開発ならびに共同投資事業等に対する中長期信用の供与を目的として設立されたコメコン国際投資銀行(45年8月号「要録」参照)は、本年1月で業務開始以来満1年を経過したが、この間の活動状況は次のとおりである。

まず同行の融資活動についてみると、71年中の貸付は、16件、総額182百万振替ルーブル(注)(うち56百万振替ルーブルは交換可能通貨による貸付)に達した。このうち主要なものは、①チェコスロバキアのタトラ工場における貨物自動車増産設備78百万振替ルーブル(期間12年)、②ハンガリーの鉄道電化計画21百万振替ルーブル(期間10年)、③ハンガリーのイカルス工場におけるバス増産設備13百万振替ルーブル(期間9年)、であり、このほか、東ドイツ、ポーランド、ルーマニア(46年1月加盟)の各国に対しても融資が行なわれた。貸付金利は明らかにされていないが、振替ルーブルによる貸付は年4~6%、交換可能通貨による貸付は国際金融市场における金利の実勢を考慮して定められたといわれている。このように71年中のコメコン国際投資銀行による融資は、個々の加盟国の比較的小規模なプロジェクトに限られていたが、72年1月の第56回コメコン執行委員会において、機械および電子工業等の部門で加盟国が共同で大規模な投資事業に取り組む方針が決定されたことから、今後はこれらの共同投資プロジェクトに対しても同行の融資が行なわれるものとみられている。

このように、今後同行による融資はいっそう増大するものと見込まれているが、一方資金面をみると、同行の授権資本金1,052百万振替ルーブル(うち30%は金または交換可能通貨によって出資)のうち、71年中に184百万振替ルーブル(うち55百万振替ルーブルが金または交換可能通貨)の払込みが完了、72年中さらに同額の出資払込みが予定されている。しかし、出資金のみでは需資の増大に応じがたいため、同行では今後借款の受入れ、中長期預金の吸収、国際金融市场における利付債券の発行等の方法で資金を調達することを計画しており、とくに、加盟各國からの交換可能通貨による借り入れ申込みが多いことから、本年中に国際金融市场で30百万ドルの起債を行なう予定とも伝えられている。

(注) 振替ルーブルとは、コメコン域内の決済通貨で、ソ連のルーブルと等価。

◇西側16銀行、コメコン銀行に対し借款を供与

西側の16銀行(フランスのクレディ・リヨネ、西ドイツのコメルツバンクのはか日系銀行も参加)をもって構成される借款団は3月9日、コメコン銀行(国際経済協力銀行)との間で、同行に対し60百万ドルの借款(期間5年、金利はユーロ市場の実勢金利を適用)を供与する取決めに調印した。

西側の銀行がコメコン銀行に対して借款を供与するのは、昨年11月(西欧の銀行をもって構成される借款団が11百万ドルの借款を供与)に次いで2度目である。

最近ソ連・東欧諸国では、技術革新を図るため西側から最新の機械や先進技術の導入に努めているが、各国とも輸出余力が限られているため、西側との決済に必要な外貨資金繰りはきわめてひっ迫している状況にある。これに対しコメコン銀行では、従来からも加盟国公認銀行(コメコン銀行と取引を行なう権限を与えられた加盟国の中央銀行もしくは外国貿易銀行)に対し交換可能通貨による貸出を行なってきたものの、その額は微々たるもので、加盟国からの要請に十分応ずることができなかつたため、西側からの借款受入れにより資金調達面を強化したものとみられている。

◇ソ連、ルーブルの対ドル公定為替レートを切上げ

ソ連は、71年末の西側の通貨調整実施に伴い対ドル公定為替レートを8.75%切り上げて1ドル=0.829ルーブルとしたが、さらに3月3日以降は1ドル=0.823ルーブルと小幅(0.4%)ながら再切上げを行なった(他の西側諸国通貨に対する為替レートは不变)。

今回の対ドル公定為替レートの小幅調整について3月2日付けイズベスチャ紙は、①ドルと金との交換性が回復していないこと、②今後2年間は米国との国際収支改善が見込めないこと、などからドル相場が低落し、基軸通貨としてのドルに対する信認が一段と低下しているためと説明している。

ソ連は、1961年以来対ドル公定為替レートを、金価値(1ルーブルを0.987412グラムの金により表示、ただし金との交換性はない)に基づき1ドル=0.9ルーブルに固定する一方、他の西側諸国通貨に対する為替レートは、実勢相場に応じて月単位で隨時変更してきた。しかし、今後は対ドル公定為替レートについても、他の西側諸国通貨に対する為替レートと同様に、ドルの実勢相場に応じて月単位で変更することとしており、これによりドルに対する不信を対外的に表明したものとみられる。